

【2020年10月01日より変更】監理技術者資格者証申請時の「建設業者に所属していることの証明書」（健康保険証）について

日頃より建設業技術者センターの交付業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

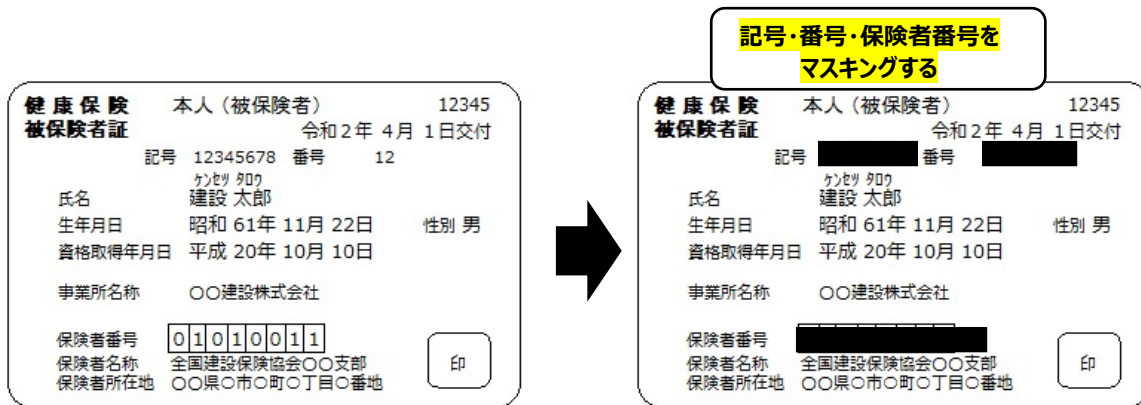
2020年10月1日より健康保険法等が改正され、各種健康保険証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「記号・番号等」という。）についての取扱いが厳格化されます。

この法改正に基づき、2020年10月1日以降の監理技術者資格者証の申請の際に申請者様にご提出いただく「建設業者に所属していることの証明書」について、各種健康保険証をご提出される方には券面に記載の記号・番号等にマスキング(黒く塗りつぶし)した画像をご提出いただくこととなりました。

以下の書類により「建設業者に所属していることの証明書」をご提出いただく際にはマスキングが必要な項目を付箋・マスキングテープや紙片により、隠して撮影・画像化・コピーしていただきますようお願いいたします。

主な各種保険証とマスキングが必要な項目

建設業者に所属していることの証明書	マスキングが必要な項目		根拠法令
健康保険被保険者証	保険者番号	被保険者等記号・番号	健康保険法
国民健康保険被保険者証	保険者番号	被保険者記号・番号	国民健康保険法



◆マスキングの方法の例

- ・（電子申請の場合）保険証のマスキングが必要な項目を付箋等で隠してから撮影した画像を添付
- ・（電子申請の場合）コピーした保険証のマスキングが必要な項目をペン等で塗りつぶしてから撮影した画像を添付
- ・（支部への持参、郵送の場合）コピーした保険証のマスキングが必要な項目をペン等で塗りつぶしてから添付

〈ご注意〉マスキングが必要な項目以外は所属の確認に必要となるため、マスキングしないようご注意ください。

マスキングが必要な項目以外がマスキングされている場合、再度のご提出をお願いすることがあります。

国民健康保険被保険者証や保険者発行の被保険者資格証明書なども同様にマスキングをお願いします。